（経過措置）

２　この告示の施行の日（次項において「施行日」という。）前にされたこの告示の規定による廃止前の製造業外国従業員受入事業に関する告示（次項において「旧告示」という。）第４の１の製造特定活動計画の認定の申請であって、この告示の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

３　この告示の施行の際現に旧告示第４の３の認定を受けている製造特定活動計画及び施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧告示第４の３の認定を受ける製造特定活動計画に関する旧告示第４の４の規定による計画の変更の認定、旧告示第４の５の規定による軽微な変更の届出、旧告示第５の規定による実施状況等の把握、確認及び報告等、旧告示第６の規定による監査及び指示及び旧告示第７の規定による認定の取消しについては、なお従前の例による。

その他告示

○消費者庁告示第二号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和八年二月九日

消費者庁長官　堀井奈津子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者ネット広島	広島市中区鉄砲町１番20号	広島市中区鉄砲町１番20号	令和八年一月二十六日

○外務省告示第四十八号

令和七年十二月十日にダマスカスで、シリア・アラブ共和国における持続可能な帰還及び再統合のための人道的保護計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

令和八年二月九日

外務大臣　茂木　敏充

１　協力の目的及び内容　持続可能な帰還及び再統合のための人道的保護計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　七億九千二百万円

３　署名者

日　本　側　辻昭弘在シリア臨時代理大使

国際連合難民高等弁務官事務所側　ゴンザロ・ヴァルガス・リョサ在シリア事務所代表

令和八年二月九日

○外務省告示第四十九号

令和七年十二月九日にバーブダで、レバノン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がレバノン共和国政府との間に行われた。

令和八年二月九日

外務大臣　茂木　敏充

１　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

２　贈与額　四億二千五百万円

３　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日

４　署名者

日　本　側　馬越正之在レバノン大使

レバノン側　ラカーン・ナーセルッディーン保健大臣

令和八年二月九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第五十号

令和七年十二月二十三日にラバトで、スイラケディマ新世代漁港整備計画のための贈与に関する令和七年一月二十二日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。

令和八年二月九日

外務大臣　茂木　敏充

１　内容　贈与の限度額を「二十五億五百万円」に改める。

２　署名者

日　本　側　大西洋平外務大臣政務官

モロッコ側　ザキア・ドリウォッシュ農業・海洋漁業・地方開発・水資源・森林大臣付海洋漁業担当国務長官

○外務省告示第五十一号

令和七年八月二十四日にダッカで、円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の平成二十九年六月二十九日付けの交換公文に従ってバングラデシュ人民共和国政府に供与されることになったカチプール・メグナ・グムティ第２橋建設及び既存橋改修計画（Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間がバングラデシュ人民共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年八月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、バングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

令和八年二月九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第五十二号

令和七年十二月十八日にプライアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がカーボベルデ共和国政府との間に行われた。

令和八年二月九日

外務大臣　茂木　敏充

１　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　一億五千万円

３　署名者

日　本　側　赤松武在カーボベルデ大使

カーボベルデ側　ジョゼ・ルイシュ・ド・リヴラメント・モンテイロ・アルヴェシュ・デ・ブリト外務・協力・地域統合大臣

○農林水産省告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府木津川市加茂町大野岩谷二二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び木津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府京都市北区大森東町一九三の二・大谷四八の二・四九の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）